

困ったなあ

に答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

あやしい土地を購入した母
騙されたと思うのですが…

90歳近くになる老母のご相談です。

母は父が亡くなつてからずつと1人で暮らしています。20年以上前のこと、人に言われて北海道の土地を購入したようですが、100万円で広大な土地が手に入る、別荘ブームだし開発の予定があるので、後で高く売れる、子供さんにとっても良い資産になるとと言われて、私たちに相談もせずに買ったようです。登記簿も一応もらつたけれど、もちろん現地を一度も見ていないので、よく分からずそのままになつていたようです。

そうしたところに、今度は別の人から勧誘の電話があり、家

に来て、前に買ったその土地がようやくずいぶん高値で売れることになつたと言われたそうです。ついては測量代が必要だというので、言われるままに80万円ほどを渡したそうです。

それがなぜ分かつたかという

に来て、前に買ったその土地がようやくずいぶん高値で売れることになつたと言われたそうです。ついては測量代が必要だというので、言われるままに80万円ほどを渡したそうです。

と、母を訪ねた時、仮壇に置いてあつた登記簿をたまたま見つけて、母に聞いたましたからです。母は今もつて騙されたとは思っていないようですが、どうしたらよいでしょうか？

詳しいことが分からないので断言はできませんが、手口からして、いわゆる悪徳商法だろうと思われます。20年以上前のがいわゆる原野商法、今回のがその時の被害者を狙つた測量代詐欺とも言えるもので、かなり大がかりなグループが関与していると思われます。

通常、土地を買う場合には現地を確かめるのが鉄則ですが、遠く離れた原野だと誰も実際に行って確かめることまではしないし、もし行つたとしても、こども分からず、騙すのは簡単です。しかしいかんせん、20年以上も前では刑事事件としても、また民事事件（不法行為による損害賠償）としても既に時効が完成しており、今さら何もできません。

しかし今回は新たな詐欺なので、対応は可能です。測量は、改正された特定商取引法で指定役務とされ、クーリング・オフの適用がありますが、きっともう期間は過ぎてしまっていますよね。もしも母様が銀行に振

り込んだのであれば、新しくできた「振込め詐欺救済法」によつて、銀行にその旨通知をすれば口座が凍結される扱いですが、犯人が引き出してしまつていればこれも実効性がありません。

ともあれ、警察に行つて相談してみましょう。警察では他にも同じような被害に遭つた人たちの被害届が出ていると考えられ、捜査中かもしれません。警察が犯人を逮捕してくれれば、彼らは自らの刑事処分を軽くするためには被害者への弁償を考えるという仕組みになっています。

しかし、これも完全な実効性は望めません。お金に余裕がある人が詐欺をやることはなく、詐欺師から取り戻せないのが原則

だからです。

結局、こうした悪徳商法には乗らないに限るということです。ただ残念ながら、詐欺の被害者は何度も被害に遭う傾向があります。業者はそうした被害者名簿をカモリストと呼び、流通させているのが実態です。一度被害に遭えば懲りそうなものだと普通考えますが、被害に遭う人はたとえ被害に遭つたと分かっても今度のは前と違つて大丈夫だと考える傾向があるようです。高齢のお母様が今後また被害に遭わないためにはどうすればよいか、同居することを含め、この際別途に考ふる必要がありますね。